

国民健康保険

高齢受給者証を送付します

国民健康保険（以下、国保といふ）に加入している昭和7年10月1日以降に生まれた人は、75歳になるまで国保で医療を受けます。70歳を超えると所得の状況により1割または2割の負担割合を記載した「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。保険診療を取り扱う医療機関などで診察を受けるときは、国民健康保険証と併せて高齢受給者証を提示してください。



なお、75歳になると老人保健法の医療を受けることとなります。

高齢受給者証の交付時期は70歳になる誕生日（誕生日が1日の人は誕生月の前月）に送付。有効期限は7月31日まで。受給者証の更新は毎年7月に8月1日から翌年7月31日までの有効期限のものを送付自己負担割合

- 一般：1割
- 同一世帯に一定以上所得者市民税課税所得が124万円以上の70歳以上の人または老人保健で医療を受ける人がいる場合
 - ・ 2割（一定以上所得者でも、年収が夫婦二人世帯などで637万円未満、単身世帯で450万円未満の人は、届け出により1割）

高額医療費の自己負担限度額

同じ人が同じ月内に一定額自己負担限度額・下表参照）を超える医療費を支払った場合は、申請

により超えた分があとで支給されます。

低所得者・の人は入院時に「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

70歳以上の人の自己負担限度額（月額）

	外来のみ（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
一定以上所得者	40,200円	72,300円＋1%（医療費が361,500円を超えた場合の1%） 過去12カ月以内に自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は40,200円
一般	12,000円	40,200円
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者	8,000円	15,000円

低所得者とは国保に加入している世帯員全員が、市民税非課税で、全員の所得が一定基準以下の人。

低所得とは国保に加入している世帯員全員が市民税非課税の人。

くわしくは保険年金課（☎20・1526）へ。

選挙管理委員決まる

委員長に小川學氏

選挙管理委員の任期満了に伴い、市議会の選挙により新選挙管理委員が選出されました。委員は、小川學氏、根本初恵氏、新橋偉雄氏、山崎幸子氏の4人で、任期は平成15年7月7日～19年7月6日（4年）です。また、委員長には小川學氏が選ばれました。

くわしくは選挙管理委員会（☎22・1111内線3152）へ。

住宅を建設・購入した人へ

市が5年間利子補給

市では、住宅金融公庫から資金を借り入れて市内に住宅を建設または購入した場合、次の条件で利子の補給をしています。

対象は市町村税を完納しており次のいずれかに当てはまる人

○ 給与所得だけの人は、金銭消費貸借抵当権設定契約以下、金消費契約という前年の合計収入

額が800万円以下であること

○ 給与以外の所得のある人は、金消費契約前年の合計所得が600万円以下であること

申込期間は金融公庫との金消費契約後6カ月以内（やむを得ない理由がある場合は1年以内）
利子補給率は当初の金利マイナス2%（ただし1%限度）
利子補給額は年末融資残高（1000万円を限度）×利子補給率×2分の1（5年間補給）
なお公庫でも、年金融資・財形融資・リフォーム融資は対象になりません。

くわしくは言繕課（☎20・1552）へ。

こんな業者にご注意を

「あなたが契約しているガス業者は倒産しました。」と紛らわしいことを言い、プロパンガスの契約変更を勧めている業者がいます。

市から契約を勧めることはしていません。不審に思ったなら取引先にお問い合わせください。

くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

ディーゼル自動車排出ガス規制

届け出などの
説明会を開催

ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質を削減するため、10月1日から粒子状物質の排出基準を満たさない乗用車を除くは、千葉県内を運行することが禁止されます。

ただし、知事が指定した粒子状物質減少装置を装着した車は、運行することができます。また、新車登録から7年間は、この規制の適用になりません。

なお、自動車NO・PM対策地域外のみを運行する車は、届け出などにより新車登録から12年間は規制の適用になりません。届け出などについての説明会と届け出の受け付けを行いますので、ディーゼル自動車を使用している人は出席してください。

日時：8月7日(木)午後0時30分から
会場：市役所6階大会議室

説明会場で届け出を行う場合は、自動車検査証の写し1部を持参してください。くわしくは環境計画課(☎20-15336)へ。

もめごと・なやみごと・苦情相談

気軽に相談を

市では7月から「もめごと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を開設します。

これは従来の「人権・行政合同相談」の名称と日程を変更し、より身近に、幅広く利用してもらおうとするものです。相談は無料で秘密は守られますので、心配や悩みのある人は気軽においでください。

相談日時：原則として毎月第4火曜日 午前10時～午後3時(下表相談日参照)

場所：市役所2階201会議室
相談内容：家庭内のもめごとや日常生活で悩んだり心配していること、いじめや差別または行政機関への苦情など
相談員(敬称略)

○人権擁護委員：細矢正雄・伊藤京子・小関ちい子・郡司福男・諸岡裕行・小川信夫・池田忠彦・諸岡由史子
○行政相談委員：篠原孝男・須堯誠子

くわしくは市民相談所(☎20-1507)へ。

相 談 日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民(行政)相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	22日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	15日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	15日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	24日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	19日(土)	13:00～16:00	成田公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (住宅の電気に関する相談も含む)	8月14日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 11日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	8月5日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	17日(木)	9:00～12:00	〃	〃
介護相談	8月7日(木)	14:00～16:00	在宅介護支援センター 成田苑 ☎24-2164	高齢者福祉課 ☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	28日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課 ☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234